

2017年5月29日

第1565号(週刊)

春日井民商だより

春日井民主商工会発行

TEL 0568-81-1482

FAX 0568-81-9756

http://kasugaiminsyo.st1.jp

第3回地方別活動交流会が開催されました

読者・共済会の拡大で表彰されました!



地方別活動交流会に向けた組織拡大の

とりくみで表彰され、目録を掲げる

長谷川副会長(左)と小松拡大推進委員長(右)



5月20日(土)～21日(日)、愛知県で全商連・第3回地方別活動交流会が開催されました。

5月20日(土)は日本ガイシフオーラム、21日(日)は刈谷産業振興センターで開催され、神奈川県と東海・北陸の7県の民商役員ら300名余りが集まりました。春日井民商からは7名が参加し、各県の仲間と交流して、組織拡大や会費未収の克服等で建設的な意見交換をすることができました。

交流会に向けた組織拡大の取り組みでは読者・共済会の拡大で表彰!

なお、交流会にむけての組織拡大のとりくみでは、読者・共済会の拡大で表彰を受け、目録を授与されました。とくに読者については小松拡大推進委員長を中心に拡大の呼びかけをした結果、今月だけで17名の読者を拡大し、目標を達成しました。

「特別徴収税額決定通知書」が届いています

先週号、先々週号でもお知らせしたとおり、各自治体から「特別徴収税額決定通知書」が届いています。

春日井民商には先週の瀬戸市に続いて名古屋市在住の従業員分の通知書が届きましたが、既報の通り名古屋市分については個人番号(マイナンバー)欄が「*****」となっていました。

他方、名古屋市以外の市町村からの通知書には記載されている場合が多いようです。しかし、従業員が個人番号を事業所に提供していないのに、各自治体から個人番号入りの通知書が事業所に届くことは、事業所が従業員の個人番号を知りうることとなり、これは各自治体が個人情報組織的に漏えいしているといわざるを得ません。

対象となる事業所の方で、各自治体から個人番号入りの通知書が届いた方は、それぞれの自治体に送り返し、個人番号の記載のない決定書の交付を改めて求めましょう。ご不明な点があれば事務所までお問い合わせください。

春日井民商第51回定期総会にご参加ください!



と き : 6月2日(金) 18時30分～

と ころ : グリーンパレス春日井
1階第1会議室

※会員の方はどなたでも参加できます。

★お弁当を用意しています(数に限りがあります)

簿記教室6月13日(火)スタートです!

日 程 : 6月13日からの毎週火曜日 14時～16時
(全8回を予定)

受講料 : 民商会員 10,000円

会員以外 15,000円

※これまでに春日井民商の簿記教室を受講されたことのある方は、無料で再受講できます。

毎月15日までの会費納入にご協力をお願いします。 会計 山崎孝亀

毎年大好評!

小豆島の



1.8kg 2,200円